

駐 車 場 使 用 細 則

(目 的)

第 1 条 この細則は、新桜ヶ丘住宅管理組合規約(以下「規約」という。)第 54 条に基づき敷地内の駐車施設の円滑なる運営をはかることを目的とする。

(使用者の制限)

- 第 2 条 駐車場の使用者(以下「使用者」という。)は、新桜ヶ丘住宅管理組合(以下「組合」という。)に登録されている区分所有者である組合員および組合員所有住宅に居住する者(以下「組合員等」という。)で、自動車の所有者に限るものとする。
2. 自動車検査証(以下「車検証」という。)上、車輛の所有者と使用者が異なる場合は、車検証上の車輛使用者が新桜ヶ丘住宅の居住者であれば可とする。
 3. 車検証の所有者、使用者欄が他人名義あるいは他住所でも、使用契約日から 2 ヶ月以内に變更できるものについては、契約締結時に「誓約書」を提出のうえ契約できるものとする。
 4. 現在、自動車を所有していない人でも、前項までの資格を有し、使用契約締結日より 2 ヶ月以内に上記の条件を満たす自動車を購入する場合は、「誓約書」を提出のうえ契約できるものとする。
 5. 法人名義車輛の場合は原則として不可とするが、車検証上の車輛所有者欄または使用者欄に当該法人代表者氏名等が記載されていて、その氏名が新桜ヶ丘住宅の居住者であれば可とする。
 6. 駐車場を使用できる自動車は、その用途が乗用車または貨客兼用車とし、貨客兼用車の場合は、最大積載量 1,000 kg 以下、車両総重量 2,700kg 以下とする。また、その使用台数は原則として 1 戸に対して 1 台限りとする。
ただし、理事会が承認し理事長が許可をした居住者に対しては 2 台を限度に使用を認める。また、2 台目の使用に関しては附則その 1 に定める規程を適用する。
 7. 駐車場を使用できる自動車は、その大きさを自動車検査証に記載されている長さ
と幅がそれぞれ、車長 5,000mm、車幅 1,900mm 以下とする。
ただし、自動車検査証に記載されている事項と異なる場合(改造車等)は、不可とする。

(使用の申し込み)

第 3 条 駐車場の使用を申し込む者は、「駐車場使用契約申込書」(別紙様式)を理事長に提出するものとし、理事長の求めに応じて自動車検査証を呈示するものとする。

(使用者の決定)

第 4 条 理事長は、前条の規定に基づき駐車場の使用申込みを受けたときは、理事会において抽選その他理事会の定める公平な方法により、その使用者を決定するものとする。

(契約場所と補欠順位)

- 第 5 条 契約場所の決定方法が抽選になった場合は、使用資格を持つ希望者全員の抽選によって決定する。
2. 抽選は、契約期間終了の 1 ヶ月前までに実施する。
 3. 抽選によって契約場所が決定し契約が成立したら、駐車場登録名簿(以下「名簿」という。)に登録する。
 4. 抽選において、駐車場の駐車可能台数を上回る申し込みがあった場合は、補欠順位制により、補欠順位の定まった者(以下「順位者」という。)を名簿に登録することにより、次権利を有するものとする。
 5. また抽選後に、使用資格を持つ希望者で、新たに本駐車場の使用を希望する者は、

名簿の末尾に登録することにより順位者となり、次権利を有することができる。

6. 次の抽選までの間に本駐車場に空きが生じた場合は、順位者の上位の者から順に契約可能となり、駐車場使用契約（以下「使用契約」という。）を締結することによって、その空いた場所について使用できるものとする。

ただし、この際にその者が権利を放棄した場合は、次の上位順位者に移るものとする。新たに本駐車場の使用を希望する者については、名簿の末尾に再登録とする。

7. 名簿は、管理事務所に備え付けるものとし、組合員から請求があった場合は、これを閲覧できる

（使用契約の締結）

第6条 理事長は、この細則に従って駐車場使用者（以下「使用者」という。）を決定したときは、その使用者と次の各号に定める事項を内容とする、使用契約を締結する。

- 一、 自動車検査証記載の車輛型式と車輛登録番号
- 二、 駐車場所在地と駐車位置
- 三、 契約期間
- 四、 駐車場使用料金と支払方法
- 五、 敷金
- 六、 転貸禁止
- 七、 駐車場使用料金の変更
- 八、 規定の遵守
- 九、 解約
- 十、 契約解除
- 十一、 保管責任の免責

（ステッカー）

第7条 使用契約を締結した使用者は、理事長が指定したステッカーを、理事長が指示する場所に、外部から見えやすく貼り付けなければならない。

（駐車場使用証明書）

第8条 理事長は、使用契約を締結した者に対して「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号 政令第329号 改正 平成7年6月264）に基づき、自動車の保管場所確保の証明書を発行する必要があるときは、当該証明書を発行するものとする。

（使用時間）

第9条 使用時間は1日24時間昼夜駐車制とし、使用者は所定の場所以外の場所に駐車してはならない。

（使用料金の決定）

第10条 駐車場の使用料金（以下「使用料金」という。）は、理事会が定める。

（使用料金の変更等）

第11条 理事長は、人と自動車の保護安全のため、駐車場内外の施設に改善を施すときは、これに要する費用を1カ月の予告期間をもって現行駐車料金に加算することができる。

（使用料金の支払）

第12条 使用者は、この細則で規定した使用料金を理事会の定めた方法で、遅滞することなく組合に納入するものとする。

2. 契約期間が1ヶ月に満たない場合でも、使用料金は1ヶ月を単位として支払うものとする。
3. 理事長は、使用料金支払いが1ヶ月遅滞した者に対して、その旨を督促できるもの

とする。

(使用料金の不払)

第 13 条 理事長は、この細則で規定した使用料金の支払いが 2 ヶ月遅滞した者に対して、何等の通知をすることなく直ちに使用契約を解除することができる。

2. 使用料金の不払者、又は、滞納している者は、次回の抽選までに清算しなければ抽選の権利は失効する。

(敷金の納入と返還)

第 14 条 使用者は、この細則によって使用契約を締結するときは、理事会が定めた敷金を、組合に納入するものとする。

2. 使用契約を解除したときは、組合は敷金を返還する。ただし、敷金に利息は附さないものとする。
3. 組合は、使用料金支払いが 2 ヶ月以上遅滞のまま契約解除する者に対して、その敷金の返還はしないものとする。

(使用料金の処置)

第 15 条 使用料金の収入金は、組合費に繰り入れるものとし、同運営費にあてる。

(使用心得の遵守)

第 16 条 使用者は、別に定める「駐車場使用心得」を遵守しなければならない。

(駐車違反と処置)

第 17 条 駐車場を含む新桜ヶ丘住宅敷地内（以下「敷地内」という。）で、所定の駐車場以外は全て駐車禁止とする。

2. 駐車違反については、管理組合でその車輛No.等を記録し、所定の貼り紙をもって取り締まる。
3. 理事長は、駐車違反が度重なる者に対して、違反車輛の撤去、使用契約の解除や、次回の使用申し込み資格を無くす、などの処置を施すことができる。

(車輛事故)

第 18 条 敷地内での車輛等の事故については、管理組合は一切関知しないものとし、当事者同士にて対処するものとする。

(施設の損壊)

第 19 条 敷地内の諸施設において、車輛等と同施設や器具を損壊させた者は、速やかに理事長へ届け出ることを義務とする。

2. 理事長は、敷地内の諸施設を損壊させた者に対し、その補修に掛かる費用を請求することができる。

(契約書等の変更)

第 20 条 この細則に定める使用申込書、使用契約書、および解約届の書式ならびに使用心得等は、理事会が決定し、または変更することができる。

(附 則 その 1)

2 台目使用に関する規程

1. 駐車場使用細則 第 1 条から第 4 条（第 2 条のただし書きを除く）はそのまま適用する。
2. 駐車場使用細則 第 5 条は以下のように変更して適用する。

第 5 条 契約場所の決定方法が抽選になった場合は、2 台目使用の希望者全員の抽選によって決定する。契約場所は、理事長が指定するものとする。

2. 抽選は、契約期間終了の 1 ヶ月前までに実施する。
3. 抽選によって契約場所が決定し契約が成立したら、駐車場登録名簿（以下「2 台

目名簿」という。)に登録する。

4. 抽選において、駐車場の駐車可能台数を上回る申し込みがあった場合は、補欠順位制により、補欠順位の定まった者（以下「2台目順位者」という。）を2台目名簿に登録することにより、次権利を有するものとする。
5. また抽選後に、2台目使用の希望者で、新たに本駐車場の使用を希望する者は、2台目名簿の末尾に登録することにより2台目順位者となり、次権利を有することができる。
6. 次の抽選までの間に本駐車場に空きが生じた場合は、2台目順位者の上位の者から順に契約可能となり、駐車場使用契約（以下「使用契約」という。）を締結することによって、その空いた場所について使用できるものとする。
ただし、この際にその者が権利を放棄した場合は、次の上位2台目順位者に移るものとする。新たに本駐車場の2台目使用を希望する者については、2台目名簿の末尾に再登録とする。
7. 2台目名簿は、管理事務所に備え付けるものとし、組合員から請求があった場合は、これを閲覧できる

3. 駐車場使用細則 第6条から第20条はそのまま適用する。

（附 則 その1）

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

この細則は、平成14年4月1日から改定・施行する。

この細則は、平成15年5月25日から改定・施行する。

この細則は、平成21年5月25日から改定・施行する。

年 月 日

駐車場使用契約申込書（新規・変更）

新桜ヶ丘住宅管理組合
理 事 長 殿

住 宅 番 号	棟 号	区分所有者氏名	
申込(契約)者氏名		区分所有者との続柄	
電 話 番 号		緊急時連絡先	

私は、新桜ヶ丘住宅管理組合「自動車駐車場使用契約書」の各条項を承諾し、貴組合が運用する有料駐車場をしようしたく、下記必要事項を明記の上申し込みます。

自動車検査証(車検証)の内容を記載して下さい。車名蘭については、車種名を記載(例、加-ラ)

自動車登録番号		初年度登録年月	
車 名		型 式	
長さ(500cm 以下)	cm	幅(190cm 以下)	cm
最大積載量(1,000Kg 以下)	kg	車両総重量(2,700kg 以下)	kg

※契約時、自動車検査証(車検証)の呈示が必要です。(コピー不可)

※ 契約車両は、指定のステッカーを必ず貼り付けて下さい。(該当に○をして下さい。)

	すでに貼り付けているのでいりません。		契約後、貼り付けるのでステッカーを下さい。
--	--------------------	--	-----------------------

年 月 日迄に必ず、管理事務所に提出して下さい。

*下欄は記入しないで下さい。

使用開始日	年 月 日	敷金預り日	年 月 日
駐車場番号			
車検証確認	済 未	(契約書有効期限 年 月 日)	

駐車場所変更登録

希望なし

希望あり

ブロック

駐 車 場 使 用 契 約 書

新桜ヶ丘住宅管理組合（以下「甲」という。）と団地住居者（以下「乙」という。）との間に甲が運営する駐車場（以後「公社駐車場」という。）に乙の所有又は、使用する下記自動車を駐車させるため以下の条件で契約を締結する。

(自動車の表示)	車 名 ・ 型 式	車 両 登 録 番 号
		— — —

(駐 車 場 場 所)	所 在	駐 車 位 置
	公 社 駐 車 場	

(駐車場契約の資格者)

第 1 条 駐車場使用契約の資格者は、新桜ヶ丘住宅管理組合に登録されている区分所有者である組合員および組合員所有住宅に住居する者（以下「組合員等」という。）で、自動車の所有者とし、かつ 1 住戸につき 1 区画に限る。

2. 組合員等が転居することにより使用資格を失った場合は、その組合員等の駐車場使用権は消滅する。但し同居の親族等が区分所有権を譲渡され引き続き居住する場合はこの限りではない。

3. 契約車両を変更した場合乙は、速やかに甲に届け出ること。

(契約期間)

第 2 条 本契約期間は、平成 1 5 年 4 月 1 日を基準とし、基準日以前に契約を完了した場合は、平成 1 6 年 3 月 3 1 日までとし、基準日以降に契約を完了した場合は契約日の次の 3 月 3 1 日までとする。但し期間満了の 1 ヶ月前までに、甲、乙双方から何ら申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から 1 年間利用期間を延長するものとし、以降もこれに準ずる。

(使用料および支払方法)

第 3 条 使用料は月額金 10,000 円也と定め、乙は本契約締結と同時に翌月分を支払い、その後毎月 20 日限り翌月分を甲の指定する自動振替の方法により支払うものとする。

2. この駐車場の使用契約の締結期間が 1 ヶ月に満たない場合でも、使用料は 1 ヶ月を単位として支払うものとする。

3. 乙は車庫証明が必要な場合は、必要事項を記入した書類を甲に委任する。甲は速やかにその手続きをし、特別な事情のある場合を除き、10 日以内に乙に必要書類を返却する。手数料として 1 回 1 通につき、100 円を徴収する。

(敷金)

第 4 条 乙は本契約締結と同時に敷金として使用料の 2 ヶ月分を甲に支払わなければならない。敷金に利子は付さない。

2. 敷金は賃貸契約を解約し、自動車を退場したときに返還する。但し使用料その他の負担に属する一切の責務がある時は敷金より控除し、なお不足を生じる場合は甲の指定するところにより納付しなければならない。

(転貸禁止)

第 5 条 乙は事由の如何を問わず本契約に基づく駐車場所の使用権を他に譲渡、転貸または第三者をして使用せしめてはならない。

(料金の変更)

第6条 甲は施設改善、または経済の変動等の事由により必要と認めるときは、契約期間中といえども1ヶ月の予告期間をおき料金を相当額に変更することができる。

(規定の厳守)

第7条 乙は駐車場の使用に際しては、次の各号及び甲の定める駐車場使用細則等並びに甲の指示を遵守しなければならない。

- 一 本駐車場を駐車目的以外に使用してはならない。
- 二 車両の入出庫には、徐行を励行し歩行者の安全に留意する。
- 三 契約車両は、指定のステッカーを貼り付けなければならない。
- 四 空ふかし、早朝深夜のアイドリング、排気ガス等には最新の注意を払うこと。

2. 乙またはその車の運転者は、駐車場施設内で自動車による事故を発生させた場合は速やかに甲に届け出るとともに、その事故により生じた損害等について、乙の責任と負担でこれを解決するものとする。

(解約)

第8条 乙が、本契約を契約期間中に解約しようとする時は、1ヵ月以上前に甲に解約の申し入れをしなければならない。第1条により使用資格を失った場合も、これに準ずる。この場合は期間の経過と同時に本契約は終了する。

(契約解除)

第9条 乙が次の各号に該当する時は、甲は何らかの通知催促をする事なく直ちに本契約を解除する事ができる。

- 一 乙が第3条に定められた使用料を2ヶ月間連続して、滞納したとき。
- 二 乙が第5条の規定に違反したとき。
- 三 その他乙が甲の定める駐車場使用細則等に違反したとき。

(保管責任の免責)

第10条 天災、地震、火災、盗難、その他甲の責に帰すべからざる事由によって乙の自動車に損害を生じても甲は一切の責任を負わない。

(指定外事項)

第11条 この契約条項に定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議の上解決する。

管理規約に基づき駐車場使用契約を締結したので、その証として本書式通を作成し、甲、乙各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 新桜ヶ丘住宅管理組合
理事長

乙

住所 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘2-36
棟 号室

氏名 _____ 印